

報告事項No.2

新型コロナウイルスワクチン接種について

(1) 市内の感染状況について

令和2年3月30日に市内在住者の初の新型コロナウイルス感染を確認し、令和3年5月6日現在まで187人の感染を確認している。また、県から4月26日に感染拡大市町村の指定（1週間で人口1万人に当たり1.5人以上）により、飲食店の時短や不要不急の外出自粛の要請を受けている（5月12日まで）。

(2) ワクチン接種の状況について

- ・高齢者（65歳以上）接種に向けて、令和3年4月12日から予約受付を開始
- ・5月17日から市内24医療機関で接種開始
- ・高齢者の接種を7月末まで実施するように国から通知

※医療従事者への接種は、令和3年3月13日から県が実施主体で開始

※68歳以上のワクチン接種予約者は約10,000人（5月6日現在）

(3) 高齢者以外の基礎疾患を有する方への対応について

高齢者以外の基礎疾患を有する方の申請を、次のとおり5月10日から受け付け、申請者に接種券を郵送する。

基礎疾患を有する者の範囲

①次の病気や状態の方で、通院／入院している方

- 1 慢性の呼吸器の病気
- 2 慢性の心臓病（高血圧を含む。）
- 3 慢性の腎臓病
- 4 慢性の肝臓病（肝硬変等）
- 5 インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病又は他の病気を併発している糖尿病
- 6 血液の病気（ただし、鉄欠乏性貧血を除く。）
- 7 免疫の機能が低下する病気（治療中の悪性腫瘍を含む。）
- 8 ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている
- 9 免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患
- 10 神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態（呼吸障害等）
- 11 染色体異常
- 12 重症心身障害（重度の肢体不自由と重度の知的障害が重複した状態）
- 13 睡眠時無呼吸 症候群
- 14 重い精神疾患（精神疾患の治療のため入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している、又は自立支援医療（精神通院医療）で「重度かつ継続」に該当する場合）や知的障害（療育手帳を所持している場合）

②基準 BMI 30 以上を満たす肥満の方

*BMI30 の目安：身長 170cm で体重約 87kg ， 身長 160cm で体重約 77kg

(4) 新型コロナウイルスワクチン廃棄防止事業

新型コロナウイルスワクチン接種をキャンセルした方が出た場合にワクチン接種キャンセル希望者の募集を5月10日から開始した。

①申請方法 メールか郵送で提出する

②キャンセルがあった場合の流れ

①医療機関が、市ワクチン接種対策室にキャンセル発生の連絡をする

②市ワクチン接種対策室が、申込者の中から、接種の優先順位（基礎疾患のある方など）が高く、時間内に医療機関へ行けそうな方に連絡する

③連絡を受けた申込者が、指定医療機関に行って接種を受ける

※医療機関が、直接、申込者へ連絡することがあります。

- ・満16歳以上の市民で、1回目の新型コロナワクチンの予防接種を希望する方
- ・連絡を受けてから、速やかに指定の医療機関へ到着できる可能性がある方
- ・医療機関と、携帯電話番号などの個人情報を共有することに同意できる方